

## 公聴会及び第22期第21回高知海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和5年5月16日(火) 14時00分から14時20分まで
- 2 開催場所 高知市丸ノ内二丁目1番10号 高知城ホール 2階 「やまもも」
- 3 出席委員 木下清、澳本健也、浦尻和伸、小笠原利幸、間可証善、畠中悠、石田実  
蔭山純由、中澤芳江(計9名)
- 欠席委員 前田嘉広、益本俊郎、川竹佳子
- 署名委員 澳本健也、蔭山純由
- 県出席者 水産振興部 松村部長、西山副部長  
漁業管理課 浜渦課長
- 事務局 飯田事務局長、木村次長、志和チーフ、山本主査

### 4 審議事項

公聴会

第1号議案 漁業権の一斉切替えに係る海区漁場計画設定について

委員会

第1号議案 漁業権の一斉切替えに係る海区漁場計画設定について

第2号議案 漁業法第73条第2項第2号に規定する「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」の判断基準について

第3号議案 高知海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報保護に関する規程について

### 5 議事内容

(公聴会)

飯田事務局長

それでは、定刻でございますので、ただ今から、漁業権の一斉切り替えに係る海区漁場計画設定についての公聴会を開催いたします。では会長、お願いいたします。

木下会長

皆さん、こんにちは。委員の皆様方には、何かとご多用のところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

本日は、漁業権の一斉切替えに係る海区漁場計画設定に関しまして、漁業法第64条第5項に基づき、公聴会を開催いたします。どうかよろしくお願いいたします。

それでは、事務局から、これまでの経緯と、公述の申し出の状況について報告等をお願いいたします。

志和チーフ

それでは、今回の公聴会の経緯について説明させていただきます。

令和5年5月1日に開催しました第20回委員会におきまして、漁業権の一斉切替えに係る漁場計画設定に関する公聴会の開催について、ご決定をいただきました。

その後、令和5年5月9日付けで、この漁場計画設定に関する公聴会開催について、開催日時、場所、議題、公述者の受付時間等の掲示文を、県庁に掲示した他、関係者に通知又は掲示の依頼をいたしました。

なお、公聴会開催についての文書掲示場所は、関係の漁業協同組合、同じく沿海の各市町 水産主務課、高知県漁業管理課、高知県庁本庁舎 掲示場でございます。

本日午後1時30分から当会場で公述者の受付を行いました。受付時間の午後1時50分までに公述者の申し出はございませんでした。

以上報告いたします。

木下会長

ありがとうございました。ただ今事務局から報告がありましたが、公述の申し出がないようでございますので、これで本日の公聴会を終了いたします。

引き続き、海区漁業調整委員会を開催いたします。

(委員会)

飯田事務局長

それでは、ただ今より、第21回高知海区漁業調整委員会を開催いたします。まず、会に先立ちまして前回の委員会におきまして、同意いただきました中川委員、前田浩志委員、山崎委員の辞任につきましては、県で手続きを行い、5月9日付けで辞任を承認し、知事から辞令書を交付しましたことをご報告します。今後、速やかに欠員の補充の手続きを行ってまいります。

次にお手元に追加資料を2部お配りしております。1部目が第3号議案「高知海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程について」でございます。後ほど議案で説明させていただきます。

2部目が前回の委員会の第3号議案の「制限措置の一部変更について」で、石田委員から、「告示の内容について、中型まき網と小型まき網で表の記載の形式が違うのはなぜか」といった趣旨の質問がございましたことにつきまして、説明するものでございます。

まず、議事の前にこちらを事務局からご説明させていただきたいと思っておりますので、お手元をお願いします。1枚目が告示案でございます。

これはしいらの中型まき網の許可すべき数を0から8に、しいらの小型まき網の許可すべき数を0から10にしようとするものでございました。1の(1)が中型まき網で、3の(1)が小型まき網になります。中型まき網と小型まき網で変更する数は違うものの、記載方法が上は1つの枠、下は2つの枠となっています。これはなぜかという質問であったと思いません。

次のページをご覧ください。これは、前回の委員会時の許可等の制限措

置の内容を抜粋したものでございます。左側に中型まき網の表、右側に小型まき網の表を記載しています。中型まき網の告示の対象は左のページの塗りつぶしの部分となっています。右から2つめの列が0となっています。この表には右から2つめの列において他に0という記載がないため、この記載で塗りつぶしの行のことを指しているということが特定することができます。

次に、小型まき網の告示の対象は右ページの塗りつぶしの部分となっています。こちらと同じく右から2つめの列が0となっています。しかし、この表にはかんまち稚魚まき網においても0という記載があることから、こちらについては、一つ右枠の定めなしもあわせて告示に記載することで、しいらまき網の操業区域6の行、塗りつぶしの行であることを特定するものでございます。以上が告示の形式が違っていただいている理由でございます。よろしいでしょうか。

それでは、本日の委員会ですが、委員定数15名の内、出席委員は9名で、高知海区漁業調整委員会会議規則第4条により会が成立していることをご報告いたします。では、会長、お願いいたします。

木下会長

まず、はじめに水産振興部長さんからあいさつをお願いします。

松村部長

みなさん、こんにちは。水産振興部長の松村でございます。第21回高知海区漁業調整委員会の開催にあたりまして、ごあいさつを申し上げます。

皆様方におかれましては、ご多用のところ、また、5月1日の会議に続きまして2回目の会議となりますが、本日の会議にご参加いただきまして、誠にありがとうございます。本日お願いします議案は3件でございます。

第1号議案の「漁業権の一斉切替えに係る海区漁場計画設定について」は、本年9月1日からの新たな免許に関する海区漁場計画案について、先ほどの公聴会を受け、ご審議をいただくものです。

第2号議案の「漁業法第73条第2項第2号に係る「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」の判断基準について」は、漁業権の免許に当たり、同一の漁業権について複数の免許の申請がある場合の判断基準を定める必要があるため、ご意見を伺うものです。

第3号議案「高知海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程について」は、県の個人情報の保護に関する取り扱いが改正されたことに伴い、規程を定めようとするものです。

委員の皆様には、適切のご意見・ご答申を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが会の開催にあたってのごあいさつとさせて

いただきます。本日は、どうぞ、よろしく願いをいたします。

木下委員

ありがとうございました。

本日の欠席委員は、前田委員、益本委員、川竹委員の3名です。

続きまして、議事録署名委員についてですが、本日の議事録署名委員は、澳本会長代理、蔭山委員にお願いします。

それでは議題に入ります。第1号議案「漁業権の一斉切替えに係る海区漁場計画設定について」を議題とします。なお、この件については、前回の第20回委員会の審議を経て、本日、公聴会を開催したところです。では、事務局からの説明を求めます。

志和チーフ

それでは、第1号議案 漁業権の一斉切替えに係る漁場計画設定について、ご説明いたします。ここからは座って説明させていただきます。

漁業権の一斉切替えに係る漁場計画につきましては、5月1日に開催いただきました、前回の委員会におきまして、公聴会の開催の議決をいただきました。この議決を受け、本日開催いたしました公聴会におきましては、公述者の申し出はございませんでした。

今後は、本委員会の答申が得られましたら、5月31日の高知県公報に正式な計画を掲載する予定です。なお、公報への掲載にあたりましては、告示の担当課である法務文書課の確認を受けて、文言等の軽微な修正が入る可能性がございますので、申し添えます。

その後、6月から7月にかけて免許の申請を受理後、審査を経まして、8月中旬頃を目途に本委員会を開催し、ご答申をいただきたいと考えております。以上の手続きを経たうえで、9月1日付けで免許する予定です。

また、免許をしたことについて、県の公報に漁業権者などを登載して公示を行うこととなります。説明は以上でございます。

木下委員

何かご意見や、ご質問は、ありませんか。

(「なし」と言う者あり。)

木下委員

ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。第1号議案「漁業権の一斉切替えに係る海区漁場計画設定について」は、原案のとおり設定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との発言あり)

木下委員

ご異議ないようですので、第1号議案は、原案が適当であると、答申し

たします。

続きまして、第2号議案「漁業法第73条第2項第2号に規定する「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」の判断基準について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

志和チーフ

それでは、第2号議案 漁業法第73条第2項第2号に規定する「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」の判断基準について ご説明いたします。資料1の1ページをご覧ください。

諮問文を読み上げます。5高漁管第155号 令和5年5月12日 高知海区漁業調整委員会 会長 木下清様。高知県知事 濱田省司 漁業法第73条第2項第2号に規定する「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」の判断基準について。このことについて、別紙案のとおり定めたいので、貴会の意見を伺います。ここからは座って説明させていただきます。

漁業権の免許にあたり、同一の漁業権について免許の申請が複数ある場合につきましては、漁業法第73条第2項第2号の規定により、「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」の判断基準を定める必要があります。

資料2ページ、判断基準案をご覧ください。具体的な判断の方法を第3条に規定しております。対象となる事案が発生した場合は、県水産振興部長、副部長及び各課長で組織する審査会において、「生産量の増大」「漁業所得の向上」等、5項目について、審査員が申請書ごとにそれぞれ審査を行います。その結果、各審査員の点数の合計が最も高い申請者を「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」と判断することとなります。以上で説明を終わります。ご審議をよろしく願いいたします。

木下委員

ただ今、事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。ございませんか。

(「なし」との発言あり)

木下委員

ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。第2号議案「漁業法第73条第2項第2号に規定する「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」の判断基準について」は、原案のとおりで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との発言あり)

木下委員

ご異議ないようですので、第2号議案は、原案が適当であると、答申いたします。

続きまして、第3号議案「高知海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

志和チーフ

それでは、第3号議案 高知海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程について、ご説明いたします。ここからは座って説明させていただきます。

資料2の2ページをご覧ください。個人情報の保護につきましては、これまで平成13年11月27日付けで施行された規程に基づく取り扱いを行っていましたが、令和5年3月31日付けで「高知県個人情報保護条例」が廃止され、令和5年4月1日から「個人情報の保護に関する法律」に基づく取り扱いとなったことに伴い、これまでの規程を廃止し、新たに規程を定めようとするものです。

1ページ目は告示案でございます。追加資料の「個人情報保護法について」をご覧ください。「高知県個人情報保護条例」と「個人情報の保護に関する法律」いわゆる個人情報保護法の相違点ですが、県条例では、死者に関する情報も個人情報に含めておりましたが、保護法では生存する個人に関する情報と定義され、死者に関する情報は含まれません。

また、県条例では、生活保護法の扶助を受けたこと及び成年被後見人等であることを個人情報としていましたが、これも保護法では定義されておりません。これらが主な相違点でございます。

次のページ以降は「高知県個人情報の保護に関する法律施行条例」及び「施行細則」掲載時の公報でございます。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

木下会長

ただ今、事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(「なし」との発言あり)

木下会長

ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。第3号議案「高知海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程について」は、原案のとおり変更することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との発言あり)

木下会長

ご異議ないようですので、第3号議案は、原案のとおり変更することといたします。本日の議案審議は終了しました。これをもちまして、第21回海区漁業調整委員会を閉会といたします。本日は、委員の皆様、どうもありがとうございました。

本書は、公聴会及び第22期第21回高知海区漁業調整委員会の議事録に相違ありません。

議 長 木下 清

\_\_\_\_\_

議事録署名委員 澳本 健也

\_\_\_\_\_

議事録署名委員 蔭山 純由

\_\_\_\_\_